#### 「身近なまちの防災施設整備事業補助」の開始について

本年4月1日に、「地震火災対策方針(H26.3 策定)の対象地域」\*\*において、自治会町内会等が行う防災施設(避難経路、防災広場、防災設備)の整備等への補助制度(身近なまちの防災施設整備事業補助)を開始しました。

#### 【参照】

「身近なまちの防災施設整備事業補助リーフレット」(緑字タイトル)

・つきましては、

「身近なまちの防災施設整備事業補助リーフレット」(緑字タイトル)について、 【別紙1】の対象リスト記載の自治会町内会長への配付

をお願いいたします。

(補助の対象となる町丁目については【別紙2】をご参照ください。)

#### ※地震火災対策方針の対象地域

平成26年3月に策定した、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」において、重点的に対策を実施する地域として定めた地域です。

横浜市地震被害想定(平成24年10月)における、50メートル四方あたりの焼失 棟数が5棟以上となる箇所が含まれる町丁目等が該当します。

# 身近なまちの

本リーフレットは横浜市のホームページでも ご覧いただけます。

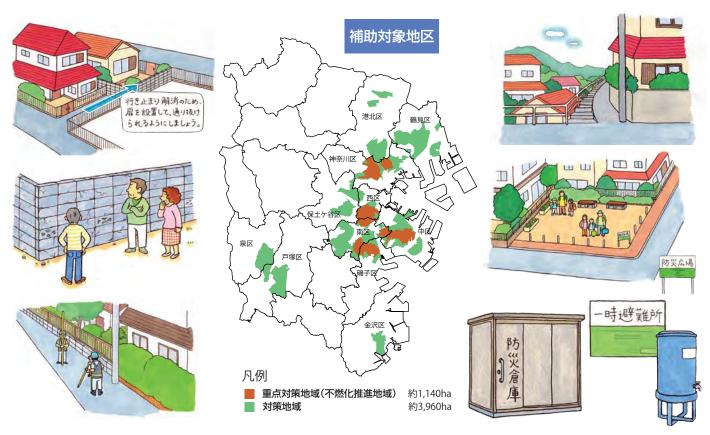
横浜市防災まちづくり推進課

検索

# 防災施設整備事業補助

# 対象地区において、補助制度が始まります。

横浜市では、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を進めています。 地震による火災の危険性が高い「重点対策地域(不燃化推進地域)」及び「対策地域」を対象に、 共助による地域防災力の向上を図るため、自治会町内会等が行う防災施設(避難経路、防災広場、 防災設備)の整備等に対し補助を行います。



#### 補助対象地区について

身近なまちの防災施設整備事業補助は「重点対策地域(不燃化推進地域)」及び「対策地域」での整備等が対象になります。詳しい補助対象地区は、都市整備局防災まちづくり推進課のホームページをご覧いただくかお問い合わせください。

- ■重点対策地域(不燃化推進地域):「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」(平成26年3月)において、「延焼の危険性が特に高い地域」として指定した地域。神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部。約1,140ha。
- ■対策地域:「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」(平成26年3月)において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域。 鶴見、神奈川、西、中、南、保土ケ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部。約3,960ha。



#### 補助の内容

# 地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「まちの避難経路」、いっとき避難のできる「まちの防災広場」、災害時に必要な「まちの防災設備」の整備等に対し、補助を行います。

問合せ

■都市整備局防災まちづくり推進課 TEL 045-671-3595

http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/bousaimachi/

#### 「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象:まちの避難経路の行き止まり解消に向けた

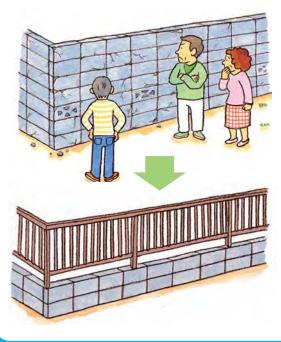
扉・階段の設置等

対 象 者:自治会町内会等の団体又は所有者 主な要件:①10年以上維持管理されること

> ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、 「維持管理等に関する協定書」を締結して いること

重点対策地域(不燃化推進地域)		対策地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の9	15万円

### 「まちの避難経路」危険ブロック塀等改善



補助対象:まちの避難経路沿いの倒壊の恐れのある危険なブロック

塀等の除却、軽量なフェンス等の設置(危険なブロック

塀等の除却を伴うものに限る)

対 象 者:自治会町内会等の団体又は所有者

(軽量なフェンス等の設置は個人の所有者に限る)

主な要件: ①建築基準法第42条第1項道路に面するものであること

②市長が危険と判定したものであること

③軽量なフェンス等は10年以上維持管理されること

事業	重点対策地域 (不燃化推進地域)		対策地域	
	補助率	上限額 <sup>注1)</sup>	補助率	上限額 <sup>注1)</sup>
危険なブロック塀 等の除却	10分の9	50万円	10分の9	25万円
軽量なフェンス等 の設置	2分の1	50万円	2分の1	25万円

注1) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

- ○所有者が申請する場合は、自治会町内会等の団体など地域を代表する組織の「整備等に対する要望書」が必要になります。
- ○対策地域内の組織認定を受けた団体(横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る。)の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域(不燃化推進地域)と同様の上限額となります。
- ○認定プラン (横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン。防災を目的としたものに限る。)に基づいた整備等を、認定プランを策定した団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。(軽量なフェンス等の設置は除きます。)



#### 「まちの避難経路」中心抗等設置



補助対象:まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の

測量、中心杭等の設置

対 象 者:自治会町内会等の団体又は所有者 主な要件: ①10年以上維持管理されること

②事前に関係権利者の間で、「中心を確定

する確認書」を締結していること

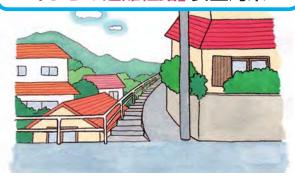
③私道であること<sup>注1)</sup>

重点対策地域(不燃化推進地域)		対策地域	
補助率	上限額 <sup>注2)</sup>	補助率	上限額 <sup>注2)</sup>
10分の9	50万円	10分の9	25万円

注1)「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

#### 「まちの避難経路」安全対策



補助対象:まちの避難経路の安全対策に向けた避難

上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段

差の解消・手すりの設置等

対 象 者:自治会町内会等の団体又は所有者 主な要件: ①10年以上維持管理されること

> ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、 「維持管理等に関する協定書」を締結し

ていること ③私道であること

重点対策地域(不燃化推進地域)		対策地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の9	25万円

#### 「まちの防災広場」整備



補助対象:まちの防災広場の整備<sup>注1)</sup> 対象者:自治会町内会等の団体

主な要件: ①10年以上横浜市に無償で土地の提供が

可能であること

②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持 管理等に関する協定書」を締結するも のであること

③まちの防災性の向上に資する位置、規 模であること

重点対策地域(不燃化推進地域)		対策地域	
補助率	上限額注2)	補助率	上限額 <sup>注2)</sup>
10分の9	150万円	10分の9	75万円

注1) 老朽建築物等の除却費用は別途補助します

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

#### 「まちの防災設備」設置







補助対象:防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン

等のまちの防災設備の設置

対象者:自治会町内会等の団体

主な要件:①10年以上維持管理されること

②事前に自治会町内会等と所有者の間で、 「維持管理等に関する協定書」を締結し ていること

③原則、対象物が土地・建物・工作物に 定着していること

④法令等に適合しているものであること

重点対策地域(不燃化推進地域)		対策地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の9	25万円



#### 手続の流れ

工事等の契約前と完了後に、手続が必要となります。

#### 事前相談

- 補助要件等について、必ず事前に相談をしてください。
  - ・手続には一定の期間が必要になりますので、計画の早い段階 で問い合わせをお願いいたします。
  - ・補助は予算内で実施するため、受付を締め切る場合があります。
  - ・申請には、整備の内容により、「維持管理等に関する協定書」「中心を確定する確認書」等が必要になります。

#### 補助金の交付申請

● 事前相談後、工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・着手前に、「補助金交付申請書」を提出してください。

#### 補助金の交付決定[市]

補助要件等の適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。

#### 工事等の契約・着手

補助金の交付決定後に、工事等の契約・着手を行ってください。

#### 完了の報告

● 工事等の完了後に、「完了報告書」を提出してください。

#### 補助金額の確定[市]

補助要件等の適合の確認後に、「補助金額確定通知書」を交付します。

### 補助金の交付請求

補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。

指定の口座に補助金を入金します。

# で注意

- ●補助対象となる工事等は、原則、単年度で完成するものに限ります。
- ●他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により事業を行っている場合、補助の対象外となることがあります。
- ●補助金の交付決定より前に行った契約による工事等や、法令に適合しない工事等は補助の対象とはなりません。
- ●補助対象となる工事等は市内事業者に発注してください。 (原則として2者以上の市内事業者からの見積徴収を行ってください。)
- ●補助要件等の適合の確認のため、工事着手前、工事中及び工事完了後の写真が必要となりますので、お撮り忘れのないようお願いします。



「地震火災対策方針」に 関するその他の補助制度

#### スタンドパイプ式 初期消火器具等設置補助

#### 概要

地域の皆様にも容易に取り扱えるスタンドパイプ式 初期消火器具などについて の設置補助と取扱指導を行います。

補助率・補助上限額補助率3分の2上限20万円

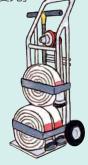
#### 対 象

市全域 [■重点対策地域 (不燃化推進地域)及び

■対策地域を優先]

#### 問合せ

■各消防署





#### 都市整備局 防災まちづくり推進課

〒 231-0017 横浜市中区港町 1-1 市庁舎 7 階 TEL 045-671-3595 FAX 045-663-5225

#### 受付時間

平日 8:45 ~ 12:00 13:00 ~ 17:15

http://www.city.yokohama. lg.jp/toshi/bousaimachi/

平成27年4月













## 「身近なまちの防災施設整備事業補助リーフレット」 の会長配付の対象リスト 港北区

下記の自治会町内会長への配布をお願いいたします。補助の対象となる町丁目については別紙をご参照ください。

連合自治会町内会名	単位自治会町内会名
日吉地区連合町内会	日吉本町東町会 日吉本町西町会 コンフォール南日吉自治会
綱島地区連合自治会	綱島上町自治会 綱和会 綱島住宅自治会 綱島本町自治会
菊名地区連合町内会	錦が丘町内会 表谷町内会 ふじ町内会
篠原地区連合自治会	菊名南町自治会 富士塚自治会 篠原町自治会 篠原西町自治会 仲手原自治会 仲手原南自治会 篠原台町自治会 篠原コーポラス自治会 篠原東自治会 篠原東自治会
新吉田連合町内会	新吉田第二町内会 吉住会 新吉田東町会 新吉田新生町内会
新吉田あすなろ連合町内会	新吉田第一町内会 新和会 新吉田いつな町内会 グリーンコーポ綱島自治会
高田町連合町内会	高田町内会 高田町住宅自治会 高田町住宅親交会 高田東町会 高田町親和会

# 「身近なまちの防災施設整備事業」補助対象地区の町丁目(港北区)

本事業は、下記の町丁目での整備が対象になります。

町丁目	対象地域の区分
菊名一丁目	対策地域
篠原台町	対策地域
篠原町	対策地域
篠原西町	対策地域
篠原東一丁目	対策地域
篠原東二丁目	対策地域
篠原東三丁目	対策地域
新吉田東五丁目	対策地域
新吉田東六丁目	対策地域
高田東一丁目	対策地域
高田東四丁目	対策地域
綱島西五丁目	対策地域
仲手原二丁目	対策地域
錦が丘	対策地域
日吉本町四丁目	対策地域
富士塚一丁目	対策地域
富士塚二丁目	対策地域
17 町丁目	

重点対策地域(不燃化推進地域)の区域については、 横浜市行政地図情報提供システムをご確認 もしくは防災まちづくり推進課にお問合せください。